# 第二市場論

## 住ノ江 佐一郎

#### σ\_

路の歩道に生れる。 たのであった。証券取引と街路のヘリ石との不思議な因縁は世界的に共通した経験的事実である。証券取引は街 場は一世紀の長いあいだ步道に存在していた。ジョン・ローの時代におけるパリーの のすずかけの木の下で行なわれ、一七二五年から一八一七年まで具体的な市場設備をもたず、屋外取引をつづけ の投機は歩道でなされていた。 「株式ブローカーと歩道のふち石との奇妙な類縁関係が存在するようである」といわれる。 ニューヨークの株式取引所もまた、最初の証券取引は、 Rue La Quincampoix や 周知のようにウォ ㅁ ンドンの証券市 ール街

券取引所市場への課題として考えられている。 あらわれている。 絶えることのない事実であって、ニューヨークにおける Curb Market やパリにおける Coulisse にうけついで とのととは、証券取引にたいする秩序が確立され、完全に近い具体的な取引市場設備が施設されても、 ただ、 証券取引にたいする市場施設の完備がなされたあとにおける街路上の証券取引は第二証

第二市場論((住ノ江)

### 一命館経済学(第九巻・第三号)

は 備が施設されると、諸国に共通したことでなくなっているというところに、第二市場問題の秘密を解く鍵が蔵さ 市場論について論ずるばあいの基本的な鍵をあたえるのではないかとおもわれる。 についての理解が、 市場外の街路上における証券取引は発生していないのに反し、米仏においては、Curb Market として、あるい れているようにみえる。 市場の設備が具体化するまでは、 しか Coulisse として生じてきている。 とのような第二市場問題につながる街路上の証券取引は諸国に共通のことではない。 証券取引における第二市場論、 たとえば、英独においては、証券取引にたいする市場設備が完備されていらいは、 街路上の証券取引は共通の事実であるにかかわらず、具体的な証券取引市場設 したがって、 厳密にいえば、第二証券取引所論、 この英独と米仏の証券取引にたいする市場問題における相違 あるいは第二証券取引所 最初の証券取引 その

1 money and stock markets. 1921. p. 200. S.; The Work of Wall Street, an account of The Functions, methods and history of the

### 二の二

おける組織化以前の事情に類似した街路上の取引発生について回顧することが第二市場問題を解明する手がかり そこで、米仏における組織的証券取引所から溢れ出て、第二証券取引所市場が組織せられるまでの証券取引に

路上の市場において、証券取引が行われはじめたのは、正確には、記録されていないようであるが、 、メリカにおけるニ 2. ーコーク株式取引所からはみでて、いわゆる Curb Market といわれる自然発生的な街 南北戦争前

になるであろう。

は注目すべきものがあった。」 蒸気機関の発明、土地鉱山の開発、商業電信の開設にともなって工場設備の新設 における産業の発展は目醒ましいものがあり、その顕著な発展部門は「綿業、羊毛工業、製綿工業、製靴工業、 すなわち、一八四九年前後、カルフォルニアの金鉱発見ラッシュ当時に形成されたといわれる。当時のアメリカの 製粉業、皮革工業、機械製造業、精糖業等々であったが、就中、綿業、羊毛工業、 製鉄業の発達に

なかったため、 それらの産業の株式はニューヨーク株式取引所に上場されていたが、その大部分は上場されてい 取引所市場外で売買取引が行われた。しかし「南北戦争以前においては、いわゆる資本の証券化

拡充がもたらされ、それに必要な企業資本調達のために株式の発行がなされた。

換紙幣濫発は通貨の膨脹を誘致し、財界が一時異常なる活況を呈した為めである。即ち企業熱は勃興し、発起人 は、有料道路、 って企業資本の調達がなされたのは南北戦争の勃発以後に属するようである。「南北戦争の勃発以来、政府の不 一は現在の Curb Market の先駆をなす屋外取引所にして、一七九二年、篠懸木の下で行われた当初の取引所に 投機熱が旺盛となりたる結果、取引所を溢れ出て、更に三つの小取引所の出現を見るに至った。との 運河、 鉄道、銀行、保険会社等において顕著であったにすぎない。」 大規模に、株式の発行によ

酷似している。その二は従来の株式取引所に隣接せる一室を借入れ、大取引所の公定相場を漏聞して取引を行っ た独立体の取引所である。 その三は、ウィリアム街二十三番地の地下の名称に因んだ「コール・ホール取引所」

(Coal Hole Exchange) にして何等正規の取引所ではなかったが、取引高は一時巨額に達した。」

ここにいう屋外カーブ・マーケットは、はじめ、「Hanover Streetに近い Wall Streetに、一時、集会所をも 南北戦争のあいだ、 \_ 1 3 l ク株式取引所のあるところと Beaver Street とのあいだのウィ リアム

式や債券の取引は縮小され、下町の業務が増加する傾向のために中止された。」 もっとも、® スト していたため、交通に困難を来たし、交通整理によって移動せしめられたという原因にもよったといわれる。の 移動は、売買取引の激増にとものう市場の狭隘のみが原因となってなされたものではなくて、 に株式や債券の売買を取扱ったブローカーが多数集合した。」しかし、「その後、漸次、ホテルの廊下における株 た。夜になってからも、 よんでつづけられた。 ルの廊下は"Gallagher's Exchange"として知られ、取引活動は毎夕はじめられ、時によれば、夜深更にまでお 一八五九年に開業したのであるが、株式ブローカーの一般の集会所となっていた。株式売買取引が行われたホ リートで機能した。当時では、売買取引は午前八時に開始され、午後六時あるいは夕方遅くまでつづけられ 一八九〇年代の中葉にいたって、Fifth Avenue と Forty Six Street の 山の手のホテルの廊下で行われた。 Twenty Third Street の Fifth Avenue Hotel は との屋外取引市場の 市場が街路に存在 Windor Hotel テ

の騒音は遠くまできこえたであろう。両方の窓の上方の電話係による手振について人々は奇妙な印象をうけたで た人々が群り集って、 を呈し、きわめて多彩であった。 する関心は非常に深まった。カーブ・マーケットの業者はウォール・ストリートにかわって、 模な製造工業が勃興し、その企業資本の調達のために株式が相ついで発行せられるとともに、 トへ足を運ぶ金融街の訪問者は、丁度、 屋外カーブ市場が殷盛をきわめたのは第一次大戦中であった。一九○○年から二一年までの間、大規 海運その他の軍需株を大量に取引した。とのブロード・ストリートにおける売買取引の光景は壮観 押し合いながら、 「ウィーク・デイの午前十時から午後三時までのあいだ、ブロード・ス 下の取引場所の興味ある光景を観たであろう。幾百人という活気に溢れ 歩道から歩道へと街路を一杯に埋めつくし、 その群集の興奮した叫び声 大衆の証券にたい 戦時花形株であっ

やはげしい手振りは、見物人に、狂気の沙汰と驚きあきれさせるが、街路にいる湧きかえっている群集の中の売買 頭掛をつけた事務員で一杯であり、その中には、しきいに跨がっているものもある。彼等のひっきりなしの叫び声 雨天の日には、油をひいた皮の上衣を着て、防水布でつくった暴風雨帽を着ていた。」「附近の建物の窓は電話の あろう。売買取引にたずさわるもののフェルトの明るい緑色の帽子、キラキラ光る赤い鳥打帽、白い深い帽子。

迅速の点において著しい発達を遂げ、カーブ・マーケットは新設の会社による株式発行に適切な場所となり、 かよらな原始的機構による証券取引であったにもかかわらず、取引の繁盛につれて、その仕法や操作は正確と

公

ブローカーにはよく判るのである。」「それはまさしく富の神、物欲の偶像の外部市場ともいうべきものであった。」

正な競争売買を通じ、各種の企業資本が調達されたのであった。

なかった。売買取引が晴雨を問わず、喧騒と混乱のうちになされるのであったから、頑健な体軀と強壮な肺臓の 所有者であるならば、誰れでもブローカーとなることができたのである。ブローカーや顧客を制約する余多の商 カーブ・マーケットは、その機構や組織についても、売買仕法や受渡履行についても、なんらの規則も規約も

で、何かの手を打つ必要があると考えられるにいたった。 その結果、一九一〇年、 委員会(Hughes Commission)の報告は、 カーブで行われた不正手段を厳しく批判し、 強く改革を勧告したの 慣習は守られていたが、売買取引の基礎は個人の信用におかれていた。長い年月のあいだ組織らしい組織はほと んどなかった。漸く、一九○八年にいたって、New York Curb Agency が組織された。ところが、「ヒューズ New York Curb Market

Association と呼ばれる組織が結成された。 一五名の委員からなる代表の会議がカーブの管理主体をなしていた。 誤った慣習を除去し、高い水準を要求するために、不断の努力が続けられた。」

八五

(三七七)

市 場

論 **(=**)

(住ノ江

New York Curb Market Association は、一九一九年、その市場を街路から屋内に移すことを決議し、一九

二一年、Trinity Place に新装なった建物内に移転した。この移転には反対論もあったが、深刻な不況をも推し

て実施された。かくて、かっての多彩な屋外市場の光景はなくなり、叫び合う群集や奇妙な手振による合図に犇

くブローカーの姿は街路から消え失せたのである。

この屋内移転とともに定款を更新し、それと同時に The New York Curb Market と改称した。その後、

録を申請し、国法証券取引所 National Securities Exchange となり、さらに、一九五三年一月五日から、 九二九年、さらに、The New York Curb Exchange と改名し、一九三四年の証券取引所法にもとずいて、 現在

- The American Stock Exchange としたのである。
- The New York Curb Exchange; The New York Curb Exchange Silver Anniversary, 1946
- 2 塩野谷九十九著「アメリカ経済の発展」一〇五頁。

(3)

塩野谷九十九著、前掲書、一〇六頁。

Meeker, J. E.; The Work of the Stock Exchange, 1922. pp. 32~33. 八木正一郎訳、「ニューヨーク株式取引所論」三三頁。

(5) (6) New York Curb Exchange, Committee on Public Relations; New York Curb Exchange. 1937. p. 6.

- (7) (8) New York Curb Exchange, Committee on Public Relations; ibid., p. 9.
- 9 New York Curb Exchange, Committe on Public Relations; ibid., p. 11.
- Gardner, A. G.; Transactions in Curb, 1920
- Van Antwerp, W. C.; The Stock Exchange from within. Appendix, pp. 432~434,
- 藤村忠、小林睦夫共訳、株式市場、一四一頁。 Dice, C. A. and Eiteman, W. J.; The Stock Market. 1952. p. 99.

Stock Exchange と The New York Curb Market とが併立していたように、フランスにおいては、 定市場として存在するパルケ (Le Parquet) のほかに、証券売買取引市場としてクリス (Marche de la Coulisse) 法定市場のほかに二つの場外市場が形成されているのであるが、これがフランス証券市場の組織における特長で と自由市場(Marché Libre-Marché Hors-Côte)とが形成されている。 上述の経験だけではない。 正規の株式取引所のほかに、追加的な、あるいは、 パリにおいてもあらわれていることは、一般周知のことである。 補助的な株式取引所が形成されたのは、 アメリカにおいて、 The New York フランスにおける法 アメリカにおける かように

券についての取引が行われている。いわば、クリスはパルケの補完的役割をはたしているのである。それはアメ リカにおけるカーブ・マーケットの役割と対称的である。 場外市場であるクリスは私営の市場であって、法定公営の市場であるパルケにおいて売買取引されていない証

は、他の人々にたいして公共的証券や相場に敏感な証券の売買取引についての合法的独占権を保有している。こ れは一七二○年いらいの事態であって、ただ、革命の期間中は会員は六十名となった。」 い、ブローカーの公的組織が名付られている Compagnie des Agents de change を構成している七十名の会員 -フランス銀行がフランスにおける紙幣発行について独占権を保有しているとおなじように、一八九八年いら

般に、パルケ(Parquet)といわれるのは、 ここにいう Compaginie des Agents de change の通称である。

第

市

場

論 台(住ノ江)

げる陰謀をもち、同盟にたいする信頼を傷付けようとしているというのであった。との論理は反ユダヤ運動に大 たからである。) 一八九三年、課税政策で対処したが、さらに、 場所で証券取引を行うことにたいし厳罰に処する法律の制定を要請したりしたのである。 た。」 この事態は、Agents de Change から敵視せられる因由となり、この取引市場にたいして、大きな圧迫を なすように政府を動かし、パルケの外部のブローカーを廃止する法律をつくるように請願したり、パルケ以外の され、起訴されているけれども、なお、公的市場の外部の取引は行われて『自由市場』を維持しようと固執した。 ん、公認の市場に上場されている株式や債券を売買取引している。これらはパルケや当局によって、 動がまだ発達していない時分から、その甘い汁を吸おうとする人々が戸口に陣取っている。 ルや柱廊(式玄関)のカゲや階段の広い踊場や街路の曲り角など、いたるところにいる取引所のアウトサイダー 一八九三年まで、公認されない市場を構成した五百の商社が取引所の全取引の四分の三を占める取引量をしめし はユダヤ人とドイッ人であったため、それらの資金によって、 相互に、あるいは外部の公衆と、あるいは、公認のブローカーと、浮動する相当数の未上場の証券はもちろ か "自由市場"をクリス (Coulissiers) という。 ル ケは 「証券にたいする仲介の独占的権限を、平穏に、あるいは完全に享受されなかった。投機活 クリスという名の劇場の傍らで取引が行われる慣習であっ 人種的排他政策に訴えた。 ロシヤとフランスの長期公債の価格を押 (パルケ以外の外部 外部の多くのブロ 取引所の建物のホ つねに反対

こすことを要するという法律を通過せしめた。 とのような一般化した批難の圧力のもとに、 政府は、すべての証券取引について、株式ブローカ ーの記録をの

きな反響をよんだ

の可能性、 当時のフランスの証券市場組織における課題は、 およびその調和についてであり、 第二に、 国民議会に訴願することによって、 第一に、 公的独占の庇翼のもとに、 権力的公的独占による 外部市場の確立

非合法的競争からの擁護についてである。

ることも、すべてみな政府の同意を要するのである。® 手数料も法律に規定され、 取引所の会員はフランス市民権をもつ者に限られ、大蔵大臣の承認をうる必要があることなどである。売買取引 とに運営されている独占である。そこにおける最重要な慣習は、すべて法律によって規定されている。たとえば、 この二つのフランス証券市場組織における特長は、他のいずれの国にたいしても見出すことのできないもので しかも、Compagnie des Agents de Change の独占は、フランス政府の厳格な、 会員の数も、 顧客の氏名を表示することを禁止することも、外国政府の証券を上場す 包括的支配管理のも

資者保護のために必要であると、 はならないのである。 で二つの相反する注文をつけ合せたり、相殺することは許されないのである。このいわゆるバイカイの禁止は投 の計算で証券を売買することは、公認のブローカーには許されないという厳格な規則が強制されていることであ 金の提供者にも、 公認ブロ ルケとクリスの重要な相違は、第一には、Agents de Change の連帯責任である。全会員は注文者にも、 1 カーはたんに手数料ブローカーであり、 負債に責任をもつのであって、特筆すべき特質である。第二には、 したがって、同一の価格で同額の同一証券の買注文と売注文をうけたときは、 フランスでは理解されていたので、この禁止規制は、 取引代理人であって、 決して売買取引の当事者になって 事情の如何を問わず、自己 投機的ブロー その事務所 カ 1 0 資 群

第

を消滅させてしまったのである。

のための市場を拡大し、改良して、公衆のために多大の利益をもたらす結果を生ぜしめたのである。 における手数料取引にたいして、一八九三年の驚異的な蚕食となった。しかし、このことがかえって、 は不断に増加し、 売買双方から手数料をとって取扱うように経営していたのである。この傾向はしだいに拡大されて、その取引量 いで、自己の計算で証券を合法的に売買することができ、早くから、パルケで取扱われている証券以外のものを ルケから締めされ、 これ 当初から外部の自由市場であるクリスの主なる支持者となった。彼らはクリスで手数料を支払わな ンやニュ 活発な競争が行われて、漸次、Agents de Change の手数料を支払うことを厭わしめ、 しかも、 1 3 1 手数料ブローカーとしてのみ活動することに満足しない、エネルギッシュな、大 クの証券取引におけるブローカーの役割とは非常に異っている。大資本を擁し、 証券取引 パルケ

真実性の最良の保証なのである。 相場の効果は、その真実性に依存すると同様に、その数字による取引量や取引額に依存しているということをま するパルケの最大の要求の一つのあらわれであった。 されているのであって、 ったく見逃している。 の機関によってのみ確保されなければならないというのであり、これは結局、パルケの独占を継続せしめようと 長いあいだのフランスにおける囚われた考え方は、相場を形成する価格の完全性は、厳格な手数料ブロー ひろい、活動的な市場、 狭隘な市場におけるよりも、 というのは、 同一証券を取引する多数の人々によってなされた市場は、 連続する価格が相互に密接に関連する傾向をもつとともに、 操縦による感受性の影響がきわめて少ないからである。」 「しかし、 この考え方は、 般の証券価格の指数としての 価格の 保護

がクリスを除外するためにからまっているのである。」 ル ケの排他的なブローカー組織、 会員席の少数、 連帯の原則が金融的にも、 また他の事情からも公的市場

siers"といわれる。 これは彼等のなす取引についての Agent de Change の規定の手数料から割戻しや割引を うけるのである。 一八九二年にはパルケ取引の九○%が、 この Remisiers によってなされたといわれる。」 形態の株式取引所関係者の種類を生ぜしめている。」「彼等は報償" remise" に用いられる言葉から"Remi-「公的組織の性格は、また、 Agent de Change や自己計算でのみ取引する Banquier と異なるいま一つの

「Coulisse Banquiers は久しく Remisiers として活動したのである。」

要なかくれた理由が存在する。」「公的な、主要な市場に上場されなかったカーブ証券はいたるところに存在し、 いたるところにカーブ・マーケットのためにのこされているのであった。」 このような事態の生じたのは、公的独占のもたらした結果によるのであるが、「この他にそれとは劣らない重

たいする組織の公認がなされ、ついに、第二市場として確立をみたのである。 かように、パルケの独占性をめぐって、パルケとクリスとの確執は長い年月つづいたのであったが、クリスに

(A) Parker, W.; The Paris Bourse and French Finance. 1920. p. 25.

- Parker, W.; ibid., pp.  $25 \sim 26$ .
- ) Parker, W.; ibid., pp. 27~28.
- Parker, W.; ibid., pp.  $30 \sim 31$ .
- டுடுடு Parker, W.; ibid., p. 32.
- $\mathfrak{B}\mathfrak{G}$  Parker, W.; ibid., p. 33

### 二の四

めることになるであろう。 市場の発生を誘発しなかった英独を省みることは、米仏における証券市場組織にたいして、対照的に、 米仏における第二市場の発生についての概括的な回顧をなしたのであるが、株式取引所の運営において、第二 理解を深

周 .知のように、英独の株式取引所政策は米仏のそれとは趣きを異にしている。

でないことが推察される。 っていることを知るのであるが、このことから理解されることは、その公認相場表に掲載するための審査は厳格 売買のなかったものについても、その売呼値と買呼値、および最近の過去の出来値段を掲載している。」 に掲載されている銘柄数が約一万に達する。もっとも、 には、その個々の銘柄について、取引所当局の審査を経、その許可を受けねばならない。しかし現に公認相場表 それは抽象的な規定の仕方であり、実際的には、大体どんな種類の銘柄でも、会員の欲するものを取引すること 由である。」「ただ、取引所が毎日、毎週および毎月発行する公認相場表 Official List に相場が掲載されるため ができる状態である。」「また会員は如何なる銘柄についても、市場内で取引しようと、市場外で取引しようと自 ーク株式取引所における上場銘柄数と比較すると、ロンドン株式取引所におけるそれは、非常に多銘柄にわた 「ロンドンの株式取引所では、その市場内で会員が取引することができる証券の範囲を制限する規定はあるが、 との銘柄全部について、毎日売買があるわけではない。 --1

「ドイッでは、その伝統的の鉄則たる市場自由の原則が遵守せられ、取引所法に定められた欠格者、例えば公

段を取引所の公認相場として相場表に発表して貰うことができず、その取引を取引所の清算機関を通じて決済し 引することができない。)の媒介によることができず、 分担する銘柄については、そのうけた売買注文を執行するのに必要な場合でなければ、自己の計算又は名義で取 することができないが、そうでない限り、何人でも市場に行って取引を行うことができる。その取引する銘柄に 民権を喪失した者とか、 においては、 の開設者たる商工会議所の上場審査委員会の厳重な審査を経て、上場が許されるのである。こういう事情のもと きないのである。正式上場に適する条件については、取引所法による告示及び取引所の規則に定められ、 を行うことはできない。 ついても、 て貰うことができず、その取引について紛争が起った場合に、取引所の仲裁機関を通じて仲裁して貰うことがで 特別の制限はない。ただ、正規の上場手続を経ない銘柄については、取引所の諸施設を利用して取引 第二市場の発生する余地は全然ない」といわれている。 即ち公認相場仲立人 Kursmaker(政府によって任命せられ、 破産者とか、 無能力者とか、 取引所出入を禁止された者とかは、 自由 (私設) 仲立人を利用するより外なく、 兼業は禁止され、 一定期間取引所に出 その出来値 取引所 自己の

注 1 ction (pp. 104~107) Stock Exchange Placing (pp. 107~109) に要領のいい論述がある。 Grundlage des Kommentars. 1957. 高橋寿男、 最近のドイツ株式取引所における上場についての規定は、 最近のロンドン株式取引所における上場については、 藤田国之助稿「第二市場について」インベストメント第五巻第一二号 小田和美共訳、 Paish, F. W.; Business Finance, Stock Exchange Introdu-Meyer, O. und Bremer, ドイツ取引所法に詳しい。 Н.; Börsengesetz

#### 一 の エ

ばならなかった。 場において行われる売買取引にかんして規則が定められたのである。もちろん、この市場における売買取引にか 券取引所という具体的な、完全に近い流通市場設備を屋内に施設した。かような市場組織を基盤として、 外の街路においてはじめられた。この自然発生的な証券取引を秩序づけるために、取引機構と組織をつくり、 る異った慣習による特殊性がふくまれているのである。 んする規則の規定のためには、自然発生的に生じた証券売買取引いらいの慣習を基礎として秩序づけられなけれ 証券取引の発達過程からみると、すべての証券取引は、その公共的な価格の形成と流通の円滑をもとめて、 したがって、この証券売買取引についての規則のうちには、 当然、 各国各様の証券取引におけ その市 戸 証

因を、それらの特殊性のうちにもとめると、組織的証券取引所市場において取引される客体、取引対象物件につ 引にかんする規則の特殊性にもとずいて生ずることが理解される。 独占性などの原因によって、対抗的な、 る自己計算取引の禁止などのための独占性およびパルケ市場における売買取引物件にたいする厳しい制限による みられるような独占性、すなわち、証券取引市場にたいする外国人資本にたいする排他性や証券取引機能におけ いて規定する上場制度、 リカにおけるニュ 上述のような、第二市場の発生をめぐる英米独仏の事情の観察によってもわかるように、各国における証券取 l 3 とくに、上場基準のうちに見出すことができるようである。 l ク株式取引所の売買取引証券の厳格な選択によって生ずる欠陥を補らための、 あるいは補完的な役割をもつ第二市場としてのクリ しかし、第二市場発生についての共通した基 フランスのパ スの発生、 ル ケに おいて

な証券取引市場としてのカーブ・マーケットの形成、これらに共通する第二市場発生の基因を採しもとめると、 前述のように、上場制度より生ずる問題として理解することができるのである。

元来、 組織的証券取引所市場における上場規定は、その基準、 方法、 および手続の内容をもつものであるが、 しかも、

場流通性を確保する役割をはたすとともに、それらの証券にたいする一般証券投資者の証券投資を保護するとい う役割をもつこととなるが、との二つの証券上場における役割は、本質的にみると、相互に排反しているもので 基礎のうえにたっている。 上場規定における最も重要な問題は、 場がいかなる規定― のうちに、その矛盾対立を解決する条件を見出すことはできないのであって、これを解決するためには あり、矛盾対立していると考えられる。ただ、この矛盾対立する役割を本質的にもつ上場は、上場そのもの自体 証券の流通を円滑にする効果をもつのであるから、 というのは、 組織的証券取引所市場に証券を上場することによって、証券にたいする公共的な価格を形成し、 ―手続と基準――によってなされるかという上場規定のうちに、その解決の条件をもとめな 上場基準にかんするものであって、 「企業会社の自己資本調達にたいしての基本的要請となる市 上場基準は二つの相矛盾する その上

第

ければならないのである。

しかも、

できるが、

の選択基準と、

ば、できるだけ多くの種類の証券を上場することが必要なのであるから、上場基準はできるだけ緩和しなければ はきわめて厳格に規定するのでなければならない。とれに反して、企業会社の資本調達に重点をおくとするなら

上場証券の選択基準を規定するばあい、一般証券投資者の保護に重点をおくとすると、その選択基準

如何なる方法によって証券を上場せしめるかという上場についての手続とに分けて考えることが

証券の上場規定は、如何なる証券を上場せしめるかという上場証券について

ならないという上場条件における矛盾対立として理解しなければならないのである。」の 立命館経済学 (第九巻・第三号)

企業会社のためには、上場基準は緩和されたものでなければならないのである。上場基準における緩厳が、 かくて、資本提供者としての証券投資者のためには、上場基準は厳格にする必要があり、 資本調達者としての それ

ぞれの立場によって利不利を逆に生ぜしめるのである。

る。 落せしめられた証券は、その市場をもとめて、 あいも考えられるのであり、要するに、 有する証券投資者からの供給とそれらの株式をあらたに保有しようとする証券投資者による需要とが対立するば 期待せられる事業を営むものであるから、それらの企業会社の将来性を高く評価し、その発行株式を需要するも なる。これは必らずしも、 のが増加し、 されることにならざるをえないのである。 券発行を手段とする資本調達は、その厳格な上場基準にしたごう組織的証券取引所市場以外の場において具体化 すれば、その上場基準はきわめて厳格なものとなるのであるから、上場基準の緩和をのぞむ企業会社における証 しかし、もし証券投資を保護することに重点をおいて、組織的証券取引所市場における上場基準を規定すると いわゆる場外取引による場外市場の発生、店頭取引による店頭市場の創生がみられることになる。 したがって、 新発行の株式をめぐる需給にかんする問題にかぎるものではなく、既発行の株式を保 新発行の株式をめぐる需給が組織的証券取引所市場の場外において締結されることに 組織的証券取引所市場における厳格な上場基準によって流通市場から脱 しかも、 組織的証券取引所市場の場外に流通の場を築くことになるのであ 新資本の調達を必要とする企業会社は、その収益力において

だに介在して、 |織的証券取引所市場の存在は資本調達者としての企業会社と資本提供者としての証券投資者とのあい 両者の利益をともに計るところに、 その宿命的意義をもっているのであるから、 もし組織的証券

導くことになるのである。 化は証券の店頭取引や場外取引を誘発し、 の関係業務者の独占性を強化する役割を演ずることとなるといえるのである。そして、このような独占性の高度 おける欠陥を補う他の取引所的市場の組織が自然発生的に生ずるのは当然のことである。第二市場の発生はかく 取引所市場において、 しかも、 組 一織的証券取引所市場における上場基準を基礎として考えられなければならないということになるのであり、 その上場基準の厳格化は、 たんに後者の利益のみを重点的に運営されるとするならば、前者の利益を計るという面に 証券投資者の証券投資を保護するとともに、 ひいては組織的証券取引所市場のほかに店頭市場や場外市場の形成に 組織的証券取引所市場およびそ

① 拙稿「証券上場規定と第二市場」立命館経済学、第三巻第二号

拙稿「証券の上場について」立命館経済学、

第九巻第一号

3

ところで、

現実的にみると、

この問題とあわせて考えなければならないのは、

組織的証券取引所市場

的機能を営むものと、地方的機能の限界にとどまるものとの分化的傾向が組織的証券取引所の確立せられた国 しては概念的に無差別に考えてはならないということである。おなじく組織的証券取引所市場と称しても、 中央

17 .おける最近の注目すべき傾向として顕著にあらわれてきている。 ® 証券の売買取引量が中央的証券取引所市場に集中する傾向があるという事実は、たんに、それ

意味にとどまるものではなくて、証券取引量において相対的滅少を来たす地方的証券取引所の機能に変化がみら

第

市場論台

(住ノ江

九七 (三八九)

方的証券取引所における証券取引の相対的減少により、地方的証券取引所における証券流通の円滑化を実現する な価格を形成しようとすることにおいて、 れるようになるのである。すなわち、証券取引の集中化によって、証券の流通の円滑化と証券にたいする公共的 中央的証券取引所市場における価格形成に大きく影響せられることとなり、 か機能しないこととならざるをえないのである。 ことが困難となるとともに、証券にたいする公共的な価格を形成することもまた至難のこととなる。 中央的証券取引所市場への証券取引の集中化により、 いわゆる写真相場といわれる作用 したがって、地 その結果で

が一元的に考えられることは、事態の変化を見逃すものであり、その妥当な対策を樹立しえないこととなる。 的証券取引所にたいしても、 このような中央的、また地方的の証券取引所市場における機能の分化が事実となっている現在において、 地方的証券取引所にたいしても、おなじく証券取引所一般として、 証券取引所政策 中央

場基準の厳格化にしたがって生ずる場外取引または店頭取引にたいする対策とからみ合わせて考案工夫すること 元的な方向を採る必要が生ずるのであるが、この二元的証券取引所政策の実施にとものう一環として、前述の上 そこで、かような、証券取引所市場の分化という事実にもとずいて、証券取引所政策を中央的と地方的との二

が考えられる。

考えられる証券の流通をさらに円滑にし、その公共的な価格を形成せしめる秩序を確立することを目的とする側 する側面であって、すでに一定水準の流通に適した資格を具備しているもので、一般の証券投資に適切であると 面である。 他の側面は、 組織的証券取引所の機能は、 既発行の証券であってもいまだ流通性が具備されておらず、価格もまた公共的に形成さ 前述のように二つの側面をもっている。一つは、既発行の証券にたい

資本調達者としての企業会社のための証券発行にたいする基礎条件となる証券の流通性をあたえる効果をもつと 価格の形成に公共性を期するという秩序をつくることを目的とする側面であって、 れていない証券とか、あるいはいまだ発行されていない権利的実体の証券とかにたいして、その流通性を附与し、 これは効果のうえからみれば

組織的証券取引所の機能を十全に発揮するためには、このばあいには、第二の側面を補完するなんらかの方法に ならば、 上場基準を厳格にして証券投資者の証券投資を保護するという組織的証券取引所の運営方策は、 第一の側面にもっぱら重点をおくものであり、第二の側面を忽せにする意義をもっている。 したがって、 IIにいう

よってなされなければならない。

理解されるのである。

証券にたいする流通性の附与は、企業会社の存在する特定地域においてはじめられるのが原則的である。このこと 組織的証券取引所市場が確立されるまでの証券取引発達過程を回顧することによって、直ちに理解されると 組織的証券取引所市場が機能するのは第二の側面として考えられる。企業会社の資本調達のための

ず、特定地 るならば、いまだ、流通性が十分でない証券の取引を円滑化するためには、 域における流通が実現されなければならないことは理解するのに苦しまれないであろう。 全国的流通への一つの階梯として、

局所取引から集団取引へ、さらに集中的取引所取引へと発達してきた証券取引の拡大過程を回顧

ころである。

とを期し、 もし中央的証券取引所における上場基準の厳格化によって証券投資者の証券投資に保護をあたえるこ 他の一側面としての企業会社の資本調達への前提条件となる証券の流通性を附与しようとおもうなら 地方的証券取引所市場における機能の重点をと

第

ば、

特定地域に流通することを端緒的段階とする特長を把えて、

るところにあると主張されるのは、このような見解にもとずくものである。 発行証券の流通が円滑でない企業会社の存在する地方の証券取引所が、それらの証券を流通せしめるよう機能す 0 におくように工夫考案することが妥当であると考えられるのである。 地方的証券取引所の 存在理由は、

格さをもつ上場基準にもとずくものであるならば、また、その上場基準から脱落した種類の証券のための取引を 市場に上場するばあい、地方的証券取引所市場における上場基準は、きわめて緩和された基準でなければならな なす店頭取引や場外取引があらわれ、他に、いま一つの市場がもとめられることになるからである。 .のであって、もし地方的証券取引所市場における上場基準が中央的証券取引所市場における上場基準につぐ厳 ただ、このように、 中央的証券取引所市場における上場基準によって脱落した種類の証券を地方的 証券取引所

株式取引所における上場制度は大きな示唆をあたえるものといえるであろう。(三五、八、二八) 場を証券投資者の証券投資保護のための機能を果たすものとし、地方的証券取引所市場を企業会社の資本調達の ることを必要とし、ここにもまた、二元的な政策を実施することがのぞまれるのであり、このばあい、 にかぎらず、 地方的証券取引所市場における上場基準は緩和しうるだけ緩和することが効果的である。 前提となる証券の流通を円滑にするための機能を果たすものとする二元的の証券取引所政策を採るとするならば 上述もしたように、 上場の手続、 上場基準の厳格化が第二市場の発生を導くのであるから、 上場の方法においても、中央的証券取引所市場におけるよりも緩和せられたものであ かように、 さらに、 中央的証券取引所市 上場基準のみ

2 Martin Mayer; Wall Street, The inside story of American Finance. 1959, p. 97. "The American Stock Exchange 福田敬太郎博士稿「地方証券取引所の存在理由」国民経済雑誌、第九七巻第二号

has much easier listing requirements than the bigger Exchange."

3